

9月は自殺対策強化月間です

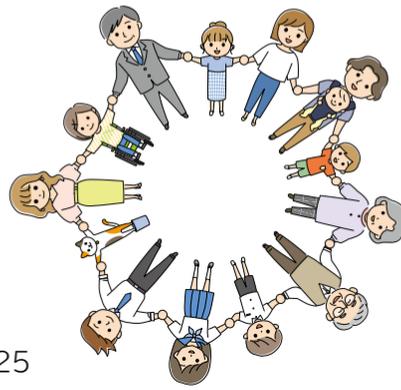
知っていますか?「ゲートキーパー」

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけたり話を聞いて、必要な支援につなげて見守る人のことです。特別な役割ではなく、さりげない寄り添いが求められています。

周りの人の“いつもと違う”様子に気付いたら、「どうしたの?」「元気がないようですが何かあった?」など、声をかけることから始めてみませんか。

身近なあなたの寄り添いが、大切な人を守ることにつながります。

問合せ 健康福祉局こころの健康相談センター ☎ 045-662-3558 ☎045-662-3525



横浜市 自殺対策サイト

声をかける際のポイントなどが分かる動画や、講演会の案内、相談窓口等を掲載しています。



詳しくはこちら

納期限は8月26日(月)または9月9日(月)です

敬老パスの負担金は納期限までに納付が必要です

納期限までに負担金を納付した人は、現在お使いの敬老パス(ICカード)を10月以降もそのまま利用できます。納期限を過ぎると、10月1日からの利用に間に合わない場合があります。



あるため、納付がまだの人は至急納付してください。

※負担金納付後、敬老パスの有効期間が延長されるまで最長3週間程度かかります。
※敬老パスを失くしてしまった人や、納付書や負担額決定通知書が届かない人は、問合せダイヤルまで連絡してください。

有効期間の確認はこちらから

お手元に敬老パスを用意してください



インターネット



横浜市敬老パスポータルはこちら

電話

自動音声応答ダイヤル ☎0120-192-123

問合せ 敬老パス問合せダイヤル(2025年3月31日まで) ☎0120-206-160 (毎日8時~19時) ☎03-4212-2942



特別市の早期法制化を目指します

「特別市」は、横浜市が市内の仕事のすべてを担うことで、神奈川県との間で生じている仕事の重複や非効率な分担をなくす仕組みです。特別市の実現には、まずは法律で制度をつくる必要があります。特別市の法制化は「ミライへの選択肢」をつくることです。



詳しくはこちら

特別市に関する質問にお答えします

Q

横浜市が特別市になることで、県や他の市町村の財政に影響はないのでしょうか?

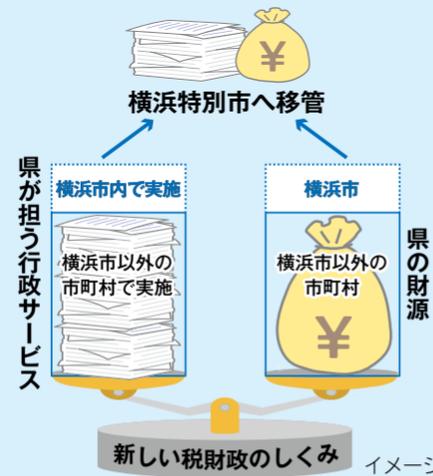


A

新しい制度に対応する税財政のしくみが作られるため、県や他の市町村の財政に影響が及ぶことはありません。

横浜市が特別市になると、県が担っている横浜市内の行政サービスが市に移管されます。その際には、県が新たに担う行政サービスの量に見合った財政規模となるよう新しい税財政のしくみが作られることから、県や他の市町村の財政に影響が及ぶことはありません。

特別市制度は、横浜市のことはすべて市が担い、県は他の市町村への支援により注力することができる、県域全体の行政サービスの向上につながる制度です。



問合せ 政策経営局制度企画課 ☎045-671-2952 ☎045-663-6561